

# 國學院大學學術情報リポジトリ

## 戦後史のなかの「八紘一字」

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2024-10-31 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 黒岩, 昭彦 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://doi.org/10.57529/0002001088">https://doi.org/10.57529/0002001088</a>

## 戦後史のなかの「八紘一字」

黒岩 昭彦

### はじめに

G H Qの「神道指令」で禁止用語とされた八紘一字は、戦時下では積極的に説いていたマスコミから手のひらを返したように批判を浴びせられる。例えば『讀賣報知』（昭和二十年十一月十二日付「漢字を廢止せよ」）は、「封建的な特徴が濃厚」という漢字の存在が八紘一字を批判する能力を阻害したと説いた。また『朝日新聞』（同二十二年二月二十八日付「天声人語」）は、東京裁判においてA級戦犯の弁護人を務めた清瀬一郎の冒頭陳述を聞いて、「しかし八紘一字や大東亞共榮圈や東亞新秩序の講釋を、今更きかされるとは思はなかつた」と揶揄している。その一方で、批判が増している八紘一字に一定の理解を示そうとした知識人も少なくなつたのである。鶴見俊輔は、『思想の科學』創刊号（同二十一年五月号）に大東亞戦争へと突き進んでいった原因の一つに言葉による煽動があつたとして、

昭和初期以来我が國を世界制覇への道に推進せしめんとした軍國主義勢力は、單に「國體」とか「肇國」とか

「八紘一字」とかのお守り言葉が國民に示すのみで（米英支蘇蘭といつどんな形で戦ひ、どの程度の犠牲を拂ふ）といふ様な具體的内容は明示しなかつた。（中略）「八紘一字」「肇國の精神」等は好戦家の旗印として戦争中餘り果敢に用ひられた爲に、舞臺の轉廻と共に流行を斷つたが、之等に代り、米國から輸入された「民主」「自由」「デモクラシー」等のお守りが盛に使はれるに至つた。

と述べている<sup>①</sup>。これらのイデオロギー用語を唱えることで、「お守り」としての自己保身が行われたと見做し、その言葉の氾濫による煽動が熱狂的で異常な行動形態に導いた一因と見たのである。ただ現状では、アメリカから輸入された「民主」「自由」「デモクラシー」などがお守り言葉として盛んに使われているとして、客觀的にその功罪を指摘している。そして、戦後の権力者は、

從來のお守り言葉體系を存續せしめて政治をやつて行かうとしてゐる。之等は軍國主義者政治家のスローガンにも使はれたが、こんどは正しく運用しようといふ意見である。急進的政治家は、從來のお守り言葉の體系自身を倒壊せしめやうとしてゐるが、之等を新しいお守り言葉の系列に依つておきかへるのみに終るかも知れぬ状態にある。

という戦後分析である<sup>②</sup>。つまり、鶴見が頭ごなしに八紘一字など一連の言葉を批判しておらず、その功として、「この習慣が國民的情操を醸成し維持する上に資する點であらう」と書き、「こんどは正しく運用しようといふ意見」と述べているのであつて、八紘一字は一部の軍國主義者に利用されたという理解であつたと推測されるのである。

また、「近代主義者」を自称した丸山眞男は、昭和二十一年執筆の「超國家主義の論理と心理」の中で、日本の戦時下

のイデオロギー的な要因が、「超國家主義」とか「極端國家主義」といった名で漠然と呼ばれているとして、その実態が十分に究明されていないと分析している。そして、「八紘爲宇」とか「天業恢弘」とかいつたいはば叫喚的なスローガンの形で現はれてゐるために、眞面目に取り上げるに値しないと考へられるからである」と述べたうえで、

「八紘爲宇」的スローガンを頭からデマゴギーときめてかからずに、そうした諸々の斷片的表現やその現實的發現形態を通じて底にひそむ共通の論理を探りあてる事が必要である。

と説いた。<sup>(3)</sup>「八紘爲宇」とか「天業恢弘」という叫喚的なスローガンの底に潜む共通の論理の検証が大事であると丸山はいうのである。また岩波書店創業者の岩波茂雄も、

国家権力を増強して世界を支配しようと考えず、天地の公道を踏んで、燃ゆる情熱を以て真理を追究し、八紘一字を実現することを望む。

というメモ書きを、亡くなる前に書き遺したというのである。<sup>(4)</sup>

さらに、臨濟宗の禅僧で後に花園大学学長となる大森曹玄は、昭和二十年九月半ばに病床に伏していた関精拙禅師から次のような遺言を託されたと書き遺している。<sup>(5)</sup>

わたしは大臣にも大将にも随分沢山会ったが、一人として八紘一字ということを正しく理解したものが居らな

かった。これではいかんと思つた。そこでこれから半歳の間に、全国民に八紘一字の本当の精神を叩き込んでおく必要がある。それが日本再起の根源をなすものだ。(中略) わしも病気が癒つたら必ず君と一緒にやる。それまでの間は非やつてくれ！

何故に、鶴見は八紘一字の批判のみに留まらず功績さえも掲げ、「こんどは正しく運用しようといふ意見である」と述べたのか。また、丸山は八紘一字(＝八紘為字)を多面的に見ることを示唆し、そして岩波は擁護しようとしたのか。さらに大森は、師の遺言たる「八紘一字の精神」を生涯に亘り禅問答のように問い続けたのである。ところが、この四名の知識人とは異なる厳しい言葉を遺しているのが、保守派を代表する福田恆存(昭和二十四年一月)である。<sup>(6)</sup>

一億一心も八紘為字も、当時すでにあきらかであつたやうに、なんの精神内容をもつてゐたわけではなく、ただただ東亜を攻略し、欧米先進国をそこから追ひだしたいといふ日本軍閥の政治的意図から発したものであり、その目的達成のための手段としてのスローガンにすぎなかつた。

これらの占領下の発言形態から見ても、八紘一字が単なるファシズム国家の「戦時スローガン」という一面的な解釈だけでは収まり切れない多面性を有していたことだけは確認できる。そこで本論では、戦後に於ける知識人や政治家などの八紘一字発言を抽出、批判的な八紘一字の現状認識が戦後になって形成されたものであることを実証することが目的である。

## 一 「八紘一宇」の政治問題化

## 1、占領下における国会論争

八紘一宇が戦後政治の俎上にあがったのはいつ頃であろうか。

管見の限りでは、昭和二十二年七月五日の第一回参議院本会議での細川嘉六議員（日本共産党）の質問を嚆矢としている。今日なお日本に「侵略主義」「軍国主義」の思想が根強くあるから「反省」するようにと訴え、片山潜首相の施政演説の「民主主義の大精神と平和主義の大理想」という大目標の具体性を問うたのである。つまり、資本主義者の民主政治ではなく、「九十五%の働く者の民主政治」の実行を八紘一宇を持ち出して一方的に質問したのである。細川は、

八紘一宇という言葉で今日我が國民はひどい目にあつております。高度民主主義を片山首相は主張なさつたが、高度民主主義とは一体どういうことか、言葉をそのまま取つてはいけません。なにがその中に盛られておるか。これは痛い経験を八紘一宇で嘗めた今日吟味しなければなりません。

と述べている。<sup>(2)</sup> また、同二十四年五月三十日の参議院本会議上では、松平恒雄初代参議院議長の入場を他の共産黨員等と共にスクラムを組んで妨害したとされた。この細川らの行動に対して草葉隆圓議員が懲罰動議を提出、さらに共産党の「暴力革命」にまで言及したことから、「こういうことを増長させて行くこと、これは戦前のファシズム、軍國主義の途を開くもの」と反論、さらに「東亞共栄圏といつた、或いは八紘一宇という、そうしてこれを礼讃した

あなた方だ」と非難したのであった。<sup>(8)</sup>

ちなみに細川は近衛文麿内閣の政治ブレーン組織として知られていた「昭和研究会」<sup>(9)</sup>の有力な一員でもあった。細川のいう「東亞共榮圈」の元の理念というべき「東亜協同体」を体系づけたのは同会の蠟山政道（東京帝國大學法学部教授）等であったことも知っていたにも拘わらず、おくびにも出さない。<sup>(10)</sup>戦前の細川は、支那事変の長期化を「到達すべき所に到達した」と述べ、さらには、「今や時局は全國民の政治的自覺の未曾有の昂揚と深化とを求めつ、ある」と國民の覚悟を促しているのである。<sup>(11)</sup>そして八紘一宇については、「日本民族の理想が八紘一宇にあるとの主張が、大陸に現實力を發揮するがためには、斷じてそれは獨善的主觀的主張に止るべきでなく、東亞十億の民心を收攬する客觀性と具體方策を持つべきことは明瞭である」と、八紘一宇の対外的な理論構築の急務を説くのである。<sup>(12)</sup>

また昭和二十六年十月三十日の参議院「平和条約及び日米安全保障条約特別委員会」では、無所属ではあったがマルクス主義歴史学者として著名な羽仁五郎参議院議員が、「どうして日本の政策というものがあのような侵略戦争に導かれたものであるか」と吉田茂首相に質問している。これを受けて首相は、

戦争中においても或いは戦争以前から、日本は八紘一宇とか、そういうようないわゆる獨善の思想に捉われて、海外の情勢に余り耳を傾けないとか、或いは聞き苦しい海外の批評は聞きたくないというような狹隘な考え方が、日本だけが選ばれた天孫人種くらいに考えておつたという話は聞きました。これが禍いをしたのではないか。

と答弁している。<sup>(13)</sup>そして「現在ソヴェトなどともそういう傾向があるのではないか。鉄のカーテンの中に閉じ込められて外国の事情に少しも顧みない。（中略）そういう狹隘の考え方が国を誤まるのではないか」と、ソビエトの政治

体制を出して反論しているのはさすがである。

なお、その他の事例として、岩間正男参議院議員（日本共産党）が昭和二十五年十二月九日の参議院予算委員会で、「日本だけが世界に冠たる国であり、そして実に優れたところの皇室を持つておる。そうして大東亜の盟主である。こういうような名目の下に八紘一宇というような、そういうものを掲げて独断の形においてこれをやつたのであります」と述べている。<sup>(14)</sup> また兼岩傳一参議院議員（日本共産党）が同二十六年十月十日の参議院議員運営委員会で、「曾つてヒットラーがそういう理念で、ゲルマン民族の崇高なる使命という恰好でファシズムを發展させましたし、東条その他が八紘一宇という日本民族、この日本民族の崇高などという恰好でほめたたえることは、全く民主主義の精神と容れないので、こういう言葉を使う以上は、何かそこに明確な内容がなければならんと思うのです」と、国会開会式の文案のなかに、「民族に課せられた崇高な使命」という文言があることに對して質問している。<sup>(15)</sup> そして、シベリア抑留帰還者が国会証人喚問のなかで八紘一宇批判を行っている事例が見られることも留意すべきであろう。<sup>(16)</sup>

## 2、主権回復後における国会論争

占領政策が終わると、家制度や道徳教育、さらには修身科の復活といった「戦後復興」の具体的な政治課題が挙がるようになった。昭和三十二年九月二十六日の衆議院文教委員会では、それらの動きに對して「戦前回帰」ではないかと佐藤観次郎委員（日本社会党）が質問したのである。これに對して松永東文部大臣は、

すなわち戦前の道義のそれは、戦前の愛国心のそれは、日本さえよければよろしい、いわゆる八紘一宇とか何とかいいまして、よその国はどうなってもよろしい。どうなってもじゃない。よその国はつぶれた方がよろしい

というくらいな考え方から出発しておったようです。

と答弁して、「戦前の復活調では絶対ではありません」と明確に否定している<sup>17</sup>。

また同年十一月十一日の参議院予算委員会では、湯山勇参議院議員（日本教職員政治連盟・日本社会党）が、「八紘一字あるいは大東亜共栄圏、アジアの盟主、そういった民族の誇りの持ち方が、国を誤まつたということも、これは総理が一番よく御存じだと思えます」と述べ、愛国心について質問している。「総理が一番よく御存じだと思えます」とは、新官僚（革新官僚）として政治の中樞にいた岸首相を揶揄したものであろうが、これに対して岸首相は、

今おあげになりました八紘一字であるとか、あるいは東亜の盟主というようなことが民族の誇りであり、愛国心と結ばれて、これが非常な大きな力として国民全体にかぶさってきたというのが戦前の状況であります。私は先ほど愛国心の私の考えておる考え方、またその際に、民族の誇りのことを申し落しましたが、私はやはり民族の誇りとしては、日本民族が世界の平和の上に、世界の文化の上に貢献し得る能力、力というものを十分に自覚して、この上に立つてわれわれは十分な働きをしようという一つの意欲と申しますか、考え方に立つということが根本であろうと思います。

と答弁している<sup>18</sup>。

昭和五十七年三月二十三日参議院文教委員会では、戦前の紀元節に替わって新たに生まれた「建国記念の日」（二月十一日）での式典が問題視されている。日本建国を祝う会主催の「建国記念の日奉祝中央式典」での主催者側の

挨拶のなかに、八紘一宇こそが平和主義の理念であるといったような趣旨の挨拶があったとし、八紘一宇を美化するような式典に「文部省後援」とあるのは問題であると、本岡昭次委員（日本社会党）が小川平二文部大臣に質問したのである。これに対して大臣は、

神武天皇の思想はいわゆる八紘一宇の思想であった、これは本来平和主義の思想である。それだけのことを述べたものと聞いております。八紘一宇という言葉は、申すまでもなく、さきの戦争におきましてあの戦争を正当化するためのスローガンに用いられたわけでございますが、この言葉を引き合いに出すことによって、かつての戦争を肯定するような言い回しはいたしておりません。

と述べ、文部省が式典を後援したことに問題はないと答弁した。<sup>19</sup>ところが本岡委員は「教育勅語失効決議」（衆参共に昭和二十三年六月十九日決議）まで持ち出して、

八紘一宇というその言葉の持つ意味というのはそう簡単なことじゃないんですよね。まさに失効決議した教育勅語と深くこれは教育的には結びついていますしね。だから、八紘一宇というようなものがどんだん前へ出ていてそれが平和主義だと、八紘一宇の問題が議論されているときに民主主義とか、自由主義とか言ったら八紘一宇精神によって断罪された時代があったんですよね。

と、執拗に文部省後援の批判を繰り返している。<sup>20</sup>

そして、中曽根康弘首相は昭和五十八年一月二十九日の第九十八回国会参議院本会議の席上、新自由クラブの森田重郎議員の質問に答え、

戦争前は八紘一字ということで、日本は日本独自の地位を占めようという独善性を持った、日本だけが例外の国になり得ると思った、それが失敗のもとであった。戦後再びそういう危険性を冒していないだろうか、そういうことを申し上げたかったのでございます。

と答弁している<sup>(21)</sup>。この背景には、首相が昭和五十七年の訪米した際にロナルド・レーガン大統領に対して、日米は「運命共同体」であるとか「不沈空母」といった発言を行ったことから、それが日本の軍拡路線につながるのではとの危惧から森田議員は質問したのであった。つまり、八紘一字まで持ち出して戦前のような「独善性」を持つようなことはない<sup>(22)</sup>と中曽根首相は述べたというわけである。

一方、大きく報じられたのが自自公連立政権の防衛政務次官であった西村眞悟衆議院議員の例である。平成十一年に雑誌対談の際に述べたもので、「核武装も視野に入れて国会で検討せなアカン！」と発言、さらに「大東亜共栄圏、八紘一字を地球に広げるんや」とし、「ボクは民族主義者やけど、民族主義者でなかったら政治家の資格はないと思っっているからな」という、政治家としてはかなり逸脱したものであった<sup>(23)</sup>。この過激とも思える弁舌に対するマスコミの批判はいうまでもなく激しく、同年十一月に政務次官を辞任している。

また平成二十七年三月十六日の参議院予算委員会で三原じゅん子参議院議員が、清水芳太郎の『建國』（昭和十三年）に記述されている八紘一字を、グローバル経済下の多国籍企業の租税回避の脈略のなかで肯定的に引用、「日本が

建国以来大切にしてきた価値観」と述べたところ、質問の趣旨そっちのけで八紘一字発言の方に激しい批判が集中したのである。<sup>(23)</sup> 国会議員たる者は、役職に関係なく八紘一字を口にすることさえできない現状にある。

このように占領下から戦後の国会審議を通覧してゆくと、占領期には主として日本共産党主導に抛る八紘一字批判が、主権回復後は日本社会党がその中心となった。また近年では必ずしも八紘一字批判を伴わない国会議員の発言も散見されるようになったが、政治上の批判構図は戦後一貫しており、さらに厳しさを増しているといえよう。

### 3、「平和の塔」をめぐる政治問題

宮崎市の「平和の塔」（八紘之基柱）についても見ておこう。

GHQの「神道指令」の命令によって、宮崎県によって「武神像」が破壊され、塔正面の八紘一字文字板は撤去されたのである。ところが昭和三十九年に開催された東京オリンピックの聖火リレーの起地点に宮崎県が選ばれたこと<sup>(24)</sup>から、塔を出発地とすべく復元が宮崎県の政治課題の一つに浮上してきたのである。結果、昭和三十七年十月五日に「武神像」だけは復元された。昭和十五年の塔建設に尽力した宮崎県観光協会の岩切章太郎会長は、聖火が「平和の塔」に灯された時の感動を、著書『無尽灯』に詳細に書きのこしている。ただ、八紘一字の文字が復元できなかったことが心残りであったようで、「若しあの塔の表面が塗りつぶされていずに、昔ながらの八紘一字の文字が残っていたら、あの晩のそしてあの朝の感激は更にどんなに深かったろうと思うのである」と綴っている。<sup>(25)</sup>

聖火リレーの際に復元できなかったという苦い経験は、八紘一字の復元運動を起す契機となるが、それに対する激しい反対運動も呼び覚ましたのであった。宮崎県労評事務局長の松浦利尚は、

八紘一字の文字の底には、過去の痛ましいイメージがある。復元するならばむしろ「平和の塔」というのがふさわしい。平和の塔の刻みこみを陳情するが、それまでは現在の工事を中止して、われわれの陳情と並行審議してもらいたい。

と、「八紘一字」ではなく「平和の塔」と刻字しよう訴えた。<sup>(26)</sup>だが県民の大多数は復興を願った。同四十年一月二十八日の八紘一字の文字は二十年振りに復活したのである。勢いづいた復古派は、「平和台」と戦後に改称された台地名を元の「八紘台」に戻してほしいとの請願を、宮崎神宮総代の鈴木荒利（宮崎市議会議長）他二十七団体名で宮崎県議会に提出した。<sup>(27)</sup>一方反対派は、八紘一字の文字を再び削ることを求める請願書を、宮崎県労評はじめ宮崎ベ平連（ベトナムに平和を！市民連合）の略）など十五団体名で県議会に提出した。そして新たに「反対共闘会議」を結成、「平和の塔」前で一般市民二百名参加の下に決起集会を開催している。<sup>(28)</sup>結果的には「八紘台」に復名することとはできなかったが、「八紘一字」の文字が再び撤去されることはなかった。

ところが平成に御代替りすると、平和の塔が「戦争の塔」であったと史実をもって証明しようという動きが現れた。平成三年に宮崎市に設立された『『平和の塔』の史実を考える会』（平成二十三年より『『八紘一字』の塔を考える会』と改称）である。献石の調査をはじめ、中国にまで赴き石の一部が「略奪品」であると主張し、中国でパネル展まで開催するなど、一貫して塔の「侵略性」を厳しく追及している。<sup>(29)</sup>

その結果、平成二十七年十月二十八日には、中国の南京民間抗日戦争博物館の呉先斌ほか中国人八名とそれを支援する日本の市民団体ら計十二名が県庁を訪れた。<sup>(30)</sup>中国から「略奪」されたという一部の献石、「南京日本居留民会」と刻まれた麒麟が彫られた礎石、「南京紫金山麓」と彫られた石、孫文の墓の一部とされる「南京中山陵」と彫られ

た三石の返還を求める要求を宮崎県に提出したのである。ただし、八紘一宇の文字を外して石の由来を歴史的事実に基づいて揭示するならば要求は取り下げざる考えも示した。中国の目的が八紘一宇の文字削除にあることは明白であろう。この要求に対して宮崎県は毅然とした態度で臨んでいる。都市計画課の森山福一課長は、「八紘一宇は世界平和を祈念する理念であり、戦争とは無関係である。また、石の寄贈の経緯を示す具体的な文書が残されていない」として、礎石の返還要求を拒否した。ところが、呉館長は、「平和の塔の建立前後で、日本軍は中国だけでなく、東南アジアも侵略してきて、「八紘一宇は平和の思想だ」などとする県の見解は理解できない」と食い下がった。そして、「県が誤った認識を改めるまで何度も足を運ぶ」と述べたのである。ここに、靖國問題や歴史認識問題と同じ構図が一地方都市にも生まれたのである。

## 二 神社関係者の「八紘一宇」と「八紘為宇」

神社関係者は八紘一宇とどのように向き合ったのであろうか。戦時下にあつては、今泉定助や葦津珍彦などが世俗化した八紘一宇とは異なる信仰的かつ道徳的な意味合いを持つて論じている。<sup>(1)</sup>

一方で戦後は、神道指令に拠る使用禁止を受けた縛りがあった。そして、昭和二十六年頃から「紀元節」復興運動が起こるが、この間も革新政党を刺激し戦前回帰と思わせるような言論は慎んだ方が得策との方針であつたと推測するが、神道人の八紘一宇論は見られない。反対者のいう「軍国主義の復活」を匂わせないような配慮をとりつつ、幾度もの蹉跌を繰り返した。昭和四十一年六月二十五日には先ず「建国記念の日」を設けることが決まり、そして同年十二月九日を以て、戦前の紀元節同様に「二月十一日」とすることが決定したのである。<sup>(2)</sup>

そして同四十二年二月十一日には、国の建国を祝う祝典行事が約二十年振りに全国各地で行われたのであるが、

『神社新報』の「論説」は、神武天皇の建国のご苦難と理想に触れた後に次のようにその慶びを伝えている。<sup>(33)</sup>

この即位にさいして、神武天皇は、艱難を共にして来た群臣を前にして詔（みことり）を告げさせ給うた。それは日本書紀に詳しく記録せられてある有名な八紘為宇の詔である。それを要約すれば「あまつ神」の神意を奉じて、道義をもって人を教へ導き、天下の人が、すべて、一家の父子同胞のやうに、相親しみ相和する国を建設して行かうといふことである。

神武天皇のご即位二年前に発せられた詔として「八紘為宇の詔」と呼び、その意味は「道義をもって人を教へ導き、天下の人が、すべて、一家の父子同胞のやうに、相親しみ相和する国を建設して行かうといふこと」と、その道義性の意味を明確に示したのである。ちなみに、神社本庁の機関紙である『神社新報』が「八紘為宇」と使用した意味は、昭和十七年頃から文部省などを含む一部知識人の「転換」を受けたものであるが、そこには体制批判を含む思想的意味合いを見出せるのである。要するに、日蓮主義者の説いた軍部に展開した八紘一字や、近衛文麿内閣を支えた知識人らの説いた八紘一字とは異なるという意味でのそれである。國學院大學学長を務めたことでも知られる神道学者の河野省三は、この二つの社会思想用語が併存した状況の背景には、「時代の或思想的背景」があると述べている。<sup>(35)</sup>

そして葦津珍彦は昭和四十七年に執筆した小論「神武天皇と明治天皇」に、

神武天皇のきびしい戦闘の目的が、八紘為宇にあつたことは、あまねく知られているところである。八紘為宇とは、東京裁判の弁護団によって、ユニバーサル・ブラザフッド（世界兄弟）と訳された。正しい名訳だと思ふ。

と書いている。<sup>(36)</sup> なお参考までに述べておくが、広島県山県郡の有田八幡神社の注連柱には八紘為宇と刻字されている。鷹司信輔神社本庁統理が昭和三十年に揮毫したものである。<sup>(37)</sup>

また、同四十九年には田中卓皇學館大学教授の「八紘一字」思想の復活が見られる。歴史学の立場からは、『日本書紀』に記された詔がそのまま二千年前の神武天皇のものというわけにはいかないと断りを入れた後に、「建国の過去に対する追想であるとともに、現在及び将来における天皇政治の当為、あるべき姿を約束する宣言でもあった」と述べている。そして、

しかし一般には「八紘一字」にたいする大きな誤解があり、現在は「民主政治」の花ざかりである。だが、多数決にもとづく民主政治といふものが、果してそれほどすぐれた政治形態といへようか。(中略)しかし日本は、一国家一民族一言語、しかも一君万民、二千年の歴史と伝統をもつ国家である。文字通り「国といふ家」だ。「八紘(天の下)を掩ひて宇(家)となす」とは、正にこのことである。この「天皇政治」こそ、「万民保全」を具体的に実証する、世界に比類なきすぐれた政治形態といつてよい。

と、戦後半ば死語となっていた八紘一字の「復活」を説いたのであった。<sup>(38)</sup>

そして、同五十四年には岩本徳一國學院大學教授が「八紘一字論」を書いている。『日本書紀』の出典の解説と神道指令に拠って使用禁止用語となった経緯を述べた後に、

「八紘一字」論の意図するところも、敗戦と云ふ不運のもと、占領軍による一方的な誤解を明確にして、日本国

家の主体性の復帰と自覚を徹底させたいからである。戦後の教育による者が八割を占める現在の日本にあって、日本の真姿と伝統的思想を明確にしたいものである。建国の事情・理念を無視して、その国家の発展を考へることは出来ない。「アメノシタヲオホイテイヘトナサム」の八絃一字こそ、日本歴史・文化の拠りどころの精神であり、その精華の現れなのである。

として、八絃一字の誤解を解くことの大事を論じたのであった。<sup>(39)</sup>

以上、『神社新報』並びに神社界を代表する三名の戦後の八絃一字（八絃為字）論を紹介したが、占領下、「建国記念の日」制定までは、神社界ではほぼ八絃一字論は見られないことが解ってきた。その背景には占領下の「神道指令」の縛りがあり、また独立後は「建国記念の日」制定運動を円滑に進めていくための政治的配慮が介在していたと推測できよう。その縛りと配慮が解消された後に、八絃一字の意義見直しが問われるようになったのであるが、それは未だ途上であるといえよう。なお、戦後の神社関係者のなかには戦前の世俗化した八絃一字とは差別化を図り、意識的に八絃為字と使う人がいることは指摘しておきたい。

### 三 八絃一字と「家族国家論」

八絃一字に係る国会議員の発言、宮崎県の「平和の塔」に降りかかっている外圧問題などを見てきたが、ここで視点を変えて、「夫婦別姓」<sup>(40)</sup>（夫婦別氏）問題について見ておこう。

「夫婦別姓」問題については筆者の住む宮崎県に於いても地元紙『宮崎日日新聞』（令和二年十二月一日付）が「社説」を掲げて論じている。周知の通り、地方紙の大半は共同通信社などから配信を受けており、他の地方紙も同様

の論調を掲げたものと推測できよう。その論調は明白で、平成二十九年の世論調査（制度に賛成四十二・五％、反対二十九・三％）を持ち出して、「新たな導入を見据え議論を深めたい」と結んでいる。夫婦別姓とは、女性の社会的地位や権利を守り、夫婦が結婚後も改姓せずに結婚以前の姓を名乗ることができるといいうもので、男女の性区別をなくそうとのジェンダーフリー運動の一つである。なお参考までに述べれば、現在の民法第七五〇条（夫婦の氏）には、「夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫または妻の氏を称する」とある。厚生労働省の平成二十六年の調査に拠ると、妻の側が改姓する割合が九六・一％という。

この夫婦別姓の論点となっているものは、いうまでもなく「家」である。

「家」で想起されるのは明治末期に「家族国家論」を説いた穂積八束であり、その流れを汲む寛克彦である。家族国家論とは、日本の国民を先祖を同じくする一大家族に喩え、皇室を国民の本家に位置づける国家思想のことである。穂積は「憲法の精神」において、

家ニ於ケル天賦ノ元首ハ父母タルカ如ク國ニ於ケル天賦ノ主權者ハ民族ノ同始祖タリ。我萬世一系ノ皇位ハ我民族ノ始祖タル天祖ノ靈位ニシテ其ノ直系ノ皇統此ノ位ニ即キ天祖ノ威靈ヲ代表シテ天祖ノ慈愛セル其子孫ニ君臨ス。皇位ハ神聖ナリ天祖ノ神位ナレハナリ主權ハ侵スヘカラス天祖ノ威靈ナレハナリ。

と述べている。<sup>(1)</sup> また寛は、『法理學』（第一卷・佛教哲理）のなかで、「自然ノ家族ヲ中心トシテ、之ヲ擴大シタルモノヲ日本國トナス」と書いている。<sup>(2)</sup>

そして昭和の戦中期にかけては、神武天皇の詔勅からの造語である「八紘一字」を通じて喧伝されたのである。

清水芳太郎は『建國の大義』にて、「此の八紘一字の御言葉には、次の如き御意味が含まれてゐないだらうか。一字は一家である。一家の秩序とは家長を中心として家族の統一されたものである。此の一家制度といふものは中々面白い所がある」という。<sup>(43)</sup>また、立教中学校のチャプレン（学校付き牧師）で、後には立教大学教授となる前島潔も、「大日本帝國の本質と其の使命」の結びにあたり、「尚武の國日本には世界独自の大家族主義（筆者註・八紘為字）の國體があり、非常時に再會して他國に比類なき犠牲的精神の發露がある」と述べた。<sup>(44)</sup>戦時下に説かれた八紘一字論の多くが、「家」を基点とした同胞主義を唱えたのである。

よつて、一たび家制度の根幹をなす民法改正問題が浮上すると以下のような論考も出てくる。浄土真宗住職の藤谷俊夫は、「身分支配を隠す血縁―ファシズムの基盤と家族主義」という論考に於いて、

天皇制がファシヨ化するとともに家族制度の封建的 성격は一層強化された「八・紘・一・字」といった家族・国家、共同体国家の觀念が強調せられ、このような偽制は軍隊はじめ工場、学校、寮等あらゆる集団においてその中の対立をゴマかすために用いられた。（中略）日本のファシヨ化が天皇制支配の強化という形態をとつて比較的大しな抵抗もなく進んだ大きな理由の一つは、天皇制下の日本は一貫してブルジョア国家たり得ず、封建的な大家族制度の上に立つ家父長制的支配が行われていたからである。

と述べている。<sup>(45)</sup>当時の自由党が、占領下に破壊されたという「家」制度の復活を目的とし、勢い憲法改正にまで政争が及ぶと、八紘一字まで持ち出して反対の論陣を張つたのである。藤谷は、日本の家族制度は天皇制支配の基盤であつて、これが戦中期のファシズムの現況であつたと説いたのである。なお新田均によると藤谷は「国家神道「幻想」の

拡大者」という。藤谷の『日本宗教史講座』における、国家神道の構成要素とする皇室祭祀や教育勅語などが、後の村上重良の「広義の国家神道」論構築の基盤になったというのである。<sup>(46)</sup>

もちろん、この論争は約半世紀も前のもので、当時は夫婦別姓問題などあろうはずもなく、その逆を目途とするものであった。ただ現在のそれも畢竟「家」の問題である以上、現在の夫婦別姓問題の根っこにも、このような明治期から戦中期にかけて高唱された「家」の在り方への是非が介在していると見るべきであろう。

現に千葉慶は「八紘一宇とジェンダー」という小論文のなかで、宮崎市の「平和の塔（八紘之基柱）」を事例に述べている。その理由として千葉は、

本コラムでは、紀元二千六百を記念した八紘一宇の象徴塔「八紘之基柱」を取り上げ、八紘一宇思想の内実と具体的実践例を分析して行きたい。ジェンダー理論は、これを分析するにあたって非常に重要なファクターである。なぜならば、すでに述べた通り、八紘一宇とは「世界一家」を指す標語だからである。

という。<sup>(47)</sup> また、大越愛子も、近代日本のジェンダー問題を明らかにするなかで、国家の女性取り込み戦略にからめられた女性が、大越のいう「侵略戦争」に加担していった経緯を、「国家神道とジェンダー」や「家族国家という国体戦略」などの論考を通して試みている。<sup>(48)</sup>

とどのつまり、ジェンダー運動の二形態たる「夫婦別姓」問題は、「個人の自由」とか「選択的だから良い」といって、如何にも耳触りの良い権利主張を隠れ蓑にしているが、突き詰めれば、家族国家や八紘一宇的な「家」の理解を巡る、歴史認識問題とも位置付けられるのである。これを戦後の「五十五身体制」の歴史観と照らし合わせれば、戦争批判

者や八紘一字批判者ほど、夫婦別姓に熱心な構図が読み取れるはずである。いみじくも長谷川三千子が、「夫婦別姓問題は思想の戦い」と述べているのはある種正鵠を射たものと指摘できるであろう。

### おわりに

戦後史のなかの「八紘一字」は厳しい批判の目に晒されている。

八紘一字と唱えただけで言論封殺されるような狭隘な言論空間が醸成され、それが学術的な八紘一字研究の妨げになつていると感じられるほどである。例えば、現職の大臣などの公人が八紘一字の理念を擁護しようものなら、たちまちにマスコミなどから攻撃を受けてしまうであろう。それは公人の靖國神社参拝問題や歴史認識問題と同じ構図である。その一因は、「八紘一字」や「大東亜戦争」の公文書における使用禁止を謳った「神道指令」（昭和二十年十二月十五日）にあるが、占領下の日本共産党の組織的とさえ思える国会での発言や質問、さらには、自由民主党や日本社会党を中心とした「五十五年体制」<sup>(30)</sup>から現出した歴史観や政治の枠組みのなかから派生した対立構造なども追い打ちをかけている。一般的に保守派に大東亜戦争を擁護する傾向が強く、逆に戦争に否定的な革新派に批判が根強いという構図は、「戦時スローガン」とされた八紘一字の評価とも重なっている。これは、「紀元節」の復興運動や神武天皇の教科書記述などをめぐる「神話教育」<sup>(32)</sup>とも軌を一にする問題でもあり、神武天皇詔勅からの造語という認識だけでなく、その実態をよく検証することなく視野狭窄の現状が生まれたのである。

ただ戦時下の八紘一字の実態はどうであったのか。

かつて筆者は、八紘一字を批判した「神道指令」やその道徳性を認めた「東京裁判」の解釈から一度離れて、戦後の肥大化した八紘一字ではなく実物大のそれを見るべきであると述べた<sup>(33)</sup>。人工的な政治対立のなかで生まれた

八紘一字の解釈が如何に実態と乖離しているかは、本論で縷々述べてきたように、進歩的文化人たる鶴見俊輔や丸山眞男さらには岩波茂雄の発言と、保守派を代表する福田恆存の八紘一字批判という「五十五年体制」から見た掘・れに如実に表れていると思うのである。

## 註

- (1) 鶴見俊輔「言葉のお守りの使用方法について」(『思想の科學』創刊号、先駆社、昭和二十一年五月)、一五―二五頁。
- (2) 同右。二五頁。
- (3) 丸山眞男「超國家主義の倫理と心理」(『世界』昭和二十一年五月號所収、岩波書店)、二―一五頁。丸山眞男『現代政治の思想と行動』・増補版(未來社、昭和三十九年)、一一―二八頁。
- (4) 安倍能成『岩波茂雄伝』(岩波書店、昭和五十八年)、三八五頁。
- (5) 鉄舟会編『大森曹玄翁夜話―禅僧の昭和史―』(鳥影社、平成十六年)、一三六―一四〇頁。
- (6) 福田恆存「民族の自覚について」(『文藝時代』昭和二十四年一月号所収)。なお本稿は『福田恆存全集第二卷』(文芸春秋、昭和六十三年、五一―七頁)にも収録されている。
- (7) 「国会会議録検索システム」(第一回国会、参議院本会議第12号、昭和二十二年七月五日)、八頁。
- (8) 「国会会議録検索システム」(第五回参議院本会議第38号、昭和二十四年五月三十日)、一五頁。
- (9) 「昭和研究会」については、三田村武夫『大東亜戦争とスターリンの謀略―戦争と共産主義―』(自由社、昭和六十二年)。  
 ※旧題は『戦争と共産主義』、マイルズ・フレッチャー・竹内洋・井上義和訳『知識人とファシズム―近衛新体制と昭和研究会―』(柏書房、平成二十三年)、久野潤「支那事変長期化の一要因としての昭和研究会メンバーの言説―第一次近衛内閣期における『中央公論』記事を中心に―」(歴史認識問題研究会編『歴史認識問題研究』所収、平成三十年春夏号)、一三九―一五〇頁。

- (10) 山口浩志「昭和研究会の組織と参加者」（日本歴史学会編『日本歴史』（吉川弘文館、平成二十七年）、五八―七五頁。等参照。蠟山政道「東亞協同體思想研究」（日本青年外交協會編、昭和十四年）、三一―六頁。蠟山政道「東亞協同體と帝國主義」（『中央公論』昭和十四年九月號）、四―一九頁。
- (11) 細川嘉六「日支事變と歐米列強の動向」（『中央公論』昭和十二年十月號）、四―二五頁。
- (12) 細川嘉六「アジア民族政策論」（東洋經濟新報社、昭和十五年）、二九四頁。
- (13) 「国会議録検索システム」（第十二回国会、参議院「平和条約及び日米安全保障条約特別委員会」第6号、昭和二十六年十月三十日）、二頁。
- (14) 同右（第九回国会、参議院予算委員会第11号、昭和二十五年十二月九日）、七頁。
- (15) 同右（第十二回国会、参議院議員運営委員会第1号、昭和二十六年十月十日）、四頁。
- (16) 同右（第七回国会、衆議院考査特別委員会第16号、昭和二十五年四月一日、吉田幸平）、三頁。同上（第七回国会、衆議院考査特別委員会第24号、昭和二十五年四月十二日、板垣正）、五頁。
- (17) 同右（第二十六回国会、衆議院文教委員会第33号、昭和三十三年九月二十六日）、二頁。
- (18) 同右（第二十七回国会、参議院予算委員会第4号、昭和三十二年十一月十一日）、一九頁。
- (19) 同右（第九十六回国会、参議院文教委員会第3号、昭和五十七年三月二十三日）、三一―三三頁。
- (20) 同右。
- (21) 同右。（第九十八回国会、参議院本会議第4号、昭和五十八年一月二十九日）、三六頁。
- (22) 「最も「物騒な」政務次官―西村真悟インタビュー」（『Web2.0プレイボーイ』平成十一年十一月二日号付）、二三〇―二三三頁。  
※大川興業總裁・大川豊との対談記事。翌十一月九日付も関係記事（西村問題これだけは言っておきたい）、二三〇―二三三頁あり。
- (23) 大原康男「「八紘一宇」の本義と三原発言」（『産経新聞』平成二十七年四月三日付「正論」）、七頁。片山杜秀「「八紘一宇」を広めた男」（『文藝春秋』平成二十七年七月号号所収）、三一―三三頁。三原じゅん子「日本が喪つてはならない「八紘一宇」」（『正論』平成二十七年六月号号所収）、二七―二八三頁。
- (24) 拙稿「東京オリピック聖火リレーの起地点」（宮崎神宮社報『養正』所収、平成二十六年七月一日付）、一一―六頁。

- (25) 岩切章太郎『無尽灯』一（岩切章太郎翁顕彰会、平成元年）、四七八頁。
- (26) 『宮崎日日新聞』昭和四十年一月十三日付記事参照。
- (27) 宮崎県立図書館蔵「新聞記事スクラップファイル・記念碑・石碑他・一三二八号」所収の新聞記事参照。
- (28) 同右。昭和四十五年四月五日付記事参照。
- (29) 「平和の塔」の史実を考える会編「石の証言—みやぎ「平和の塔」を探る」（本多企画、平成七年）、「八紘一宇」の塔を考える会編『新編・石の証言—「八紘一宇」の塔「平和の塔」の真実』（鉾脈社、平成二十七年）参照。
- (30) 平成二十七年十月二十八日付「朝日」「讀賣」「毎日」「産経」各紙。「週刊ポスト」（平成二十七年十一月六日付号）参照。
- (31) 今泉定助「神国論」「八紘一宇の外史」「皇道文化を以て世界人類を救済すべし」など多数（日本大学今泉研究所編『今泉定助先生研究全集』第二巻所収、昭和四十四年、一七五—一八二頁、四九〇—四九七頁、五〇七—五一四頁）。なお昆野伸幸によると、今泉の説いた八紘一宇は「三位一体説」に基づいた普遍的な神道観を前提にしているという（昆野伸幸「近代神道と「八紘一宇」—二荒芳徳の「八紘為宇」論を中心に—」、藤田大誠編『国家神道と国体論—宗教とナショナリズムの学際的研究』所収、弘文堂、令和元年、四二—四四四頁）。また葦津珍彦は、「日本の八紘一宇の精神は、劣等民族の滅亡を目的とせず、世界萬邦の救済に存する。日本民族は、同盟を通じて獨逸民族の蒙を啓き、そのナチス精神を祓ひ、淨めて、日本の精神にまつるはしめ（伏せしめ）ねばならぬ」と、八紘一宇の精神によって同盟国のドイツこそ祓わねばならないと道義的な意味で使用している（『神道の日本民族論』、神社新報政教研究室、昭和四十四年、三六頁）。
- (32) 紀元節奉祝会編『紀元節奉祝会小史』（昭和四十三年）、木田孝朋「紀元節復活運動の経過と意義」（『神社本庁教学研究所紀要』（第一号、平成八年）二五七—二九八頁。村上重良「紀元節復活と神社神道」（日本史研究会編『日本史研究』（通号九一号）五三—五六頁）。
- (33) 「神武天皇即位の日」（『神社新報』・「論説」、昭和四十二年二月十一日付）、一頁。
- (34) 拙稿「八紘一宇」から「八紘為宇」へ—文部省・教学局・国民精神文化研究所の「転換—」（『國學院大學研究開発推進センター研究紀要』第十三号所収、平成三十一年）、四三—七六頁。
- (35) 河野省三は「國學の思想的展開」のなかで、「満洲事變當時にも八紘一宇といふ言葉がぼつ／＼使はれましたが、それが今や支那事變に於いては、一部の人々の唱へる言葉ではなく、廣く國民的自覺として國家それ自體の信念として働き出したので

あります。近來はそれを八紘爲字と申して居りますが、結局同じであります。同じであります、併しかういふやうな言葉の差異も、つまりは時代の、或思想的背景を持つてゐるのであります」と述べている（『日本諸學講演集・第12輯』所収、昭和十九年三月、一―二頁）。

- (36) 葦津珍彦「神武天皇と明治天皇」（『樞原神社報』「かしはら」第四四号、昭和四十七年七月一日付）、二頁。  
 (37) 広島県神社庁標柱調査委員会編『広島県の標柱』（広島県神社庁、平成十六年）、一四二頁。

※但し本書には建立年月日が「昭和三十一年（一九六四）九月吉日」とあるが誤植である。注連柱には「昭和三十年九月」とあることから注連柱の刻字を採用した。なお、鷹司統理は昭和三十四年に逝去されている。

- (38) 田中卓「八紘一字 思想の復活」（『前掲』「かしはら」第六五号、昭和五十四年七月一日付所収）、二頁。  
 (39) 岩本徳一「八紘一字論」（『同右』「かしはら」第六五号、昭和五十四年七月一日付所収）、三頁。  
 (40) 夫婦別姓については、八木秀次、宮崎哲弥編『夫婦別姓大論破！』（洋泉社、平成八年）、久武綾子「夫婦別姓―その歴史と背景―」（世界思想社、平成十五年、第二刷）、福島瑞穂「どうなる？夫婦別姓」（自由国民社、平成八年）等参照。  
 (41) 上杉慎吉編集発行『穂積八東博士論文集』（大正二年）、五一―六頁。  
 (42) 寛克彦『法理學』第一卷・佛教哲理（有斐閣、明治四十四年）、四〇頁。  
 (43) 清水芳太郎『建國の大義』（創生會出版部、昭和十一年）、二一―二二頁。  
 (44) 前島潔「大日本帝國の本質と其の使命」（『基督教週報』第七十五卷第九號・昭和十二年十一月五日）第七十五卷第十六號・同十二年十二月二十四日付所収）、三頁。  
 (45) 藤谷俊夫「身分支配を隠す血縁―ファシズムの基盤と家族主義」（『学園新聞』第七四九・七五〇号所収、昭和二十九年五月）、二頁。  
 (46) 新田均『現人神』『国家神道』という幻想（P.H.P研究所、平成十五年）、一三八―一四一頁。なお阪本是丸は、「この藤谷氏の論文は戦後の国家神道研究史上における通説的視点を提供したという点で無視できない研究史的意義をもっている」と述べている（阪本是丸『国家神道形成過程の研究』、岩波書店、平成六年、二頁）。
- (47) 千葉慶「八紘一字」とジェンター（『ジェンター』史叢書第五卷『暴力と戦争』所収、明石書店、平成二十一年）、三一―三二―三七頁。  
 (48) 大越愛子『近代日本のジェンター―現代日本の思想的課題を問う―』（三一書房、平成九年）、一三九―一六三頁。

- (49) 前掲『夫婦別姓大論破!』、二頁、五八―八〇頁。
- (50) 昭和三十年十月に左右に分かれていた社会党が再結党されたのを受け、同年十一月に日本民主党と自由党が合併し「自由民主党」(自民党)が結党された。この与党・自民党と野党・社会党の保革体制を「五十五年体制」という。升味準之輔「一九五五年の政治体制」(『思想』所収、昭和三十九年四月号)、五五―七二頁。井上寿一「一九五五年体制の成立」(『終戦後史1945―1955』)所収、講談社、平成二十七年)、一五四―一六三頁。
- (51) 註(32)参照。
- (52) 田中卓「神話教育とその論拠への私見」(神道文化会編『戦後神道論文集』)所収、一〇〇九―一〇二八頁。また近年では、「新しい歴史教科書をつくる会」をめぐる一連の騒動など。従来の教科書は「自虐的」として平成八年に設立された。その教科書の採択を受けて様々な議論が巻き起こった。藤岡信勝『教科書抹殺―文科省は「つくる会」をこうして狙い撃ちした―」(飛鳥新社、令和二年)、新しい歴史教科書をつくる会編『新しい日本の歴史が始まる―「自虐史観」を超えて―』(幻冬舎、平成九年)、小森陽一、坂本義和、安丸良夫編『歴史教科書 何が問題か―徹底検証Q&A―』(岩波書店、平成十三年)等参照。
- (53) 拙稿「「八紘一字」研究を巡る現状と課題」(『國學院大學研究開発推進センター研究紀要』第十五号所収、令和三年三月十日付)、三八頁。

